

虐待防止のための指針

医療法人 泰一会

居宅介護支援事業所 みかじま

(目的)

第1条 居宅介護支援事業所 みかじま（以下事業所）は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下虐待）を受けている状態又は虐待が疑われている状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるよう支援体制を整備し、運用できるよう本指針を定める。

(定義)

第2条 事業所が予め対応策を検討しておくべき主な定義は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号、以下高齢者虐待防止法）の通り①養護者による高齢者虐待、②要介護施設従事者等による高齢者虐待に分け、以下の通りとする。

① 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって要介護施設従事者以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とする。

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる又は生じる恐れがある暴力を加えること

II 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい原色、長時間の放置、養護者以外の同居人に
よる虐待の放置等、養護を著しく怠ること

III 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心
理的外傷を与える言動のこと

IV 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること

V 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該
高齢者から不当に財産上の利益を得ること

② 要介護施設従事者等

高齢者虐待防止法に定める「要介護施設従事者等」の範囲には、居宅介護支援事
業従事者も含まれる。

要介護施設従事者等が行う上記I～Vの行為とする。

(虐待および虐待が疑われる状態発見時の具体的対応)

第3条 事業所は、虐待防止および早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合に

は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保を最優先とし、次に掲げる措置を講じる。

- ① 利用者、家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けた場合は迅速に対応すること
- ② 虐待の発生および虐待が疑われる場合は、速やかに行政機関へ通報し、行政機関が行う事実確認に協力すること
- ③ 従業員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処すること
- ④ 虐待等が発生した場合、その原因の分析を行い、再発防止策を講じること
- ⑤ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果につき評価すること

(虐待防止対策)

第4条 事業所内および訪問先での虐待発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者等へ適切に対応するため、事業所が併設されている施設（老人保健施設みかじま）が運営する虐待防止委員会（以下委員会）に参加する。

- ① 委員会の運営責任者は、老人保健施設みかじま虐待防止委員長とする。事業所の担当者は、田中 直人（以下担当者）とする。
 - ② 委員会の構成員は以下の通りとする。
 - ・医師（施設長）
 - ・事務長
 - ・看護師
 - ・介護職員
 - ・その他 必要と認められる者
 - ③ 委員会は、定例開催（月1回）かつ必要な場合に委員長が招集する。また担当者は必要性があると判断した場合は、招集を委員長に依頼するものとする。
 - ④ 委員会の議題は委員長が定める。担当者は必要がある場合は議題を委員長に提案するものとする。具体的には以下の通りとする。
 - ・施設内の虐待防止対策の立案
 - ・指針、マニュアル等の整備、更新
 - ・利用者等の心身状態の把握
 - ・虐待発生時の措置（対応・報告）
 - ・研修、教育計画の策定及び実施
 - ・虐待防止対策実施状況の把握及び評価
2. 事業所は、従業員に対し、虐待防止対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることを目的とした研修を以下の通り実施する。研修に当たっては、委員会が主催する場合を含む。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に、虐待防止の基礎に関する教育を行う。

② 定期研修

虐待防止対策に関する定期研修は年1回以上実施する。

3. 相談および対応窓口は以下の通りとする。

① 事業所

居宅介護支援事業所 みかじま

管理者 田中 直人

電話 04-2968-3384

② 法人内および虐待防止委員会

老人保健施設 みかじま

事務長 古川 元太

電話 04-2938-1818

③ 当事業所作成の虐待防止対策マニュアル

令和7年4月

4. 事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて社会福祉協議会等の相談窓口に適切につながるよう支援に努める。

5. 事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次の通り対応する。

① 苦情受付担当者

居宅介護支援事業所 みかじま

管理者 田中 直人

② 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け老人保健施設 みかじま 事務長へ報告する。

③ 苦情受付担当者は、事務長に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応は担当者が行う。

④ 苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

6. その他、事業所は虐待防止の推進について、以下の通り取り組む。

① 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。

② 従業員が養護者による虐待を発見した場合又は担当者が養護者による虐待に関する相談もしくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応することとする。

- ③ 各介護支援専門員は、利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
- ④ 事業所は、虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には行政機関へ通報を行う。
- ⑤ 法人および事業所は、虐待を発見した従業員が解雇等その他不当な扱いを受けることのないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意は払う。

⑤ 当事業所の虐待防止マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

厚生労働省 老健局

令和7年3月版

7. 指針の閲覧

本指針は、利用者、家族、関係機関が閲覧できるよう掲示する。

(附則)

本指針は、令和6年4月1日より施行する。

本指針は、令和6年7月1日より施行する。

本指針は、令和7年4月1日より施行する。